



病理解剖について



第3 医療部副部長
兼 病理診断科部長
兼 病理診断センター長

鈴木 潮人 しおと

解剖という言葉について、どのような印象をお持ちでしょうか？女優の名取裕子さんや石原さとみさん、思い浮かべる方もいらっしゃると思いますが、テレビドラマなどで取り上げられるのは法医解剖が多く、これらは、事件や事故に関する死亡を主な対象としています。

一方、病理解剖では、病気のために亡くなられた患者さんのご遺体を解剖し、臓器、組織、細胞を詳しく調べます。医療の進歩は目覚ましく、当院でもさまざまな高度な治療方法が用いられています。しかし、残念ながら、病気によって亡くなることから完全に逃れることはできません。そこで、さらに医療を進歩させるために、診療効果や問題点を検証する必要があります。例えば、私が経験した解剖症例では、直径数ミリ大の原発巣を見つけることができませんでした。このような微小な病変を生前の画像検査で見つけることは難しく、医療従事者にとって勉強になります。

そして、こうした貴重な経験は、未

来の患者さんへの治療において役立ちます。これらは、故人やご遺族にとって直接的な利益とはなりません。が、医学への大きな貢献であることは間違いありません。さらに、死因が明らかになること、生前、体の中何が起こっていたのかが分かることは、ご遺族にとっても意義のあることだと思われまます。そして、生前に苦しめられた病変が切除されたうえで故人が天国へ旅立つことができると考えていただくこともできます。悲しみの中におられるご遺族に病理解剖の承諾をいただくことは心苦しいものではありませんが、ご理解をいただければ幸いです。

※がんが発生した病変のことで、例えば、最初に胃がんととなり、肺に転移すると原発巣は胃がんととなります。



消費生活で困ったときは

「消費生活センター」に

「ご相談ください」

◎市民相談センター

☎0538-37-4746
FAX 0538-39-2262

消費生活センターは、消費生活

相談員が、商品やサービスの契約トラブルに関する相談にのり、助言や情報提供を行います。近年は消費生活を取り巻く環境が多様化し便利になった反面、悪質商法や架空請求の手口が巧妙化・複雑化し、市内でも被害が後を絶ちません。被害に遭ったり、疑問を感じたら、一人で悩まず早めにご相談ください。

相談できる方

- ① 市内在住の方
- ② 市外にお住まいで、市内在住者について相談をする方
- ③ 市内の学校や事業所などに通学または通勤している方

電話相談・面談予約

消費者ホットライン ☎1188
平日午前8時30分～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

相談の流れ

- ① 相談の受付
消費者と事業者とのトラブルに関する相談を、電話または窓口で受け付けます。契約書類、メモ書き、申込画面のスクリーンショットなど、相談の参考となるものをご用意ください。相談内容をまとめておくともスムーズです。
- ② 対処方法のアドバイス
解決策や事業者との交渉方法のアドバイスをを行います。必要に応じて、相談員が間に入って仲介を行うこともあります。
- ③ 専門機関などの紹介
専門知識を必要とする案件など、解決が難しい場合は、弁護士による法律相談や専門機関による相談窓口を紹介します。

※ご相談の前に磐田市ホームページ(ページ番号1001642)の消費者トラブルFAQサイトもご利用ください

